

第8次大阪府医療計画(案)に対する大阪府保険者協議会意見と大阪府の考え方

【募集方法】 メール、郵便

寄せられたご意見等の概要、ご意見等に対する大阪府の考え方は下記のとおりです。

番号	該当項目	ご意見・ご提言	大阪府の考え方
1	第7章 5疾病5事業 の医療体制 第1節 がん	市町村におけるがん検診受診率の向上を図るため、【具体的な取組】に、「保険者が加入者に国推奨のがん検診を実施した場合は、当該加入者が住む市町村がその保険者に検診費用を支払う仕組みを国と関係して検討・構築する」旨を追記してはどうか。 健康増進法上、がん検診の実施主体者は市町村であるが、健康保険組合や共済組合等の保険者が加入事業所の定期健康診断等と同時実施するほうが府民にとっても受けやすいことが考えられ、がん検診受診状況の実態把握と保険者による受診の推進を目的に、上記仕組みを検討・構築してはどうかと考える。	府としては、がん検診受診先を市町村に限定せず受診いただくことで、全体のがん検診受診率向上を目指しているところ。 企業の検診費用を市町村が負担となると、企業の所在市町村と従業員の居住市町村との紐付けが煩雑になり、企業及び市町村の業務量が増えることが想定され、協力を得ることは難しいと思われま。

※大阪府医師確保計画(第8次前期)(案)に対するご意見はありませんでした。